

地域金融行政について

地域経済好循環拡大推進会議資料

金融庁
令和3年1月

令和2事務年度 金融行政方針

1. コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く

第一に、新型コロナウイルス感染症への対応に取り組む。金融機関が金融仲介機能を発揮して、企業や家計をしっかりと支えられるよう、行政としても万全を期す。あわせて、コロナ後の経済の力強い回復と新しい社会の建設に備えられるよう目配りしながら、対応を進める。

【コロナと戦い、経済の力強い回復を支える】

- 金融機関が、継続的に事業者の業況をきめ細かく把握し、資金繰り支援を適切に行えるよう支援するとともに、取組状況を確認していく。
- 金融機関による事業者の経営改善・事業再生支援等の取組状況を確認し、関係省庁とも連携し、必要なサポートを行う。
- 顧客・地域の再生に必要な業務を可能にするため、銀行の業務範囲等を見直す。

【コロナ後の新しい社会を築く】

- 新しい産業構造への転換を支えられる金融のあり方について検討を始める。
- デジタル技術により利用者の課題を解決し、付加価値を創出できるよう、規制上の制約の解消等に取り組む。
- 書面・押印・対面を前提とした業界慣行の見直しや、決済インフラの高度化・効率化を推進する。
- コロナ後の社会にふさわしい顧客本位の業務運営の更なる進展を目指す。
(金融商品を比較しやすくするため、顧客にわかりやすく手数料等の情報を提供する「重要情報シート」の導入等)
- サステナブル・ファイナンスに関する考え方の検討を進める。

2. 高い機能を有し魅力のある金融資本市場を築く

第二に、我が国の金融資本市場の機能を高め、アジアや世界における役割を高められるよう取り組む。地政学的なリスクなどが強まるなかで、日本市場は国際的なリスク分散にも貢献できる。我が国にも世界全体にも役立つ形で日本市場を発展させられるよう、知恵をしぼる。

- 海外金融機関・専門人材の受入れを促進するため、金融行政プロセスの英語化や登録手続きの迅速化を進める。税制を含めたビジネス環境の改善策を検討する。
- 企業がコロナ後の経済社会構造に向けた変革を主導できるよう、コーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。
(デジタル・トランスフォーメーションの進展にどう対応するか等、企業と投資家の間での建設的な対話のあり方を検討)
- 成長資金の円滑な供給を図る観点から、取引所における市場構造改革の推進や取引所外の資金の流れの多様化など、我が国資本市場の機能・魅力の向上策を検討する。

3. 金融庁の改革を進める

第三に、「金融育成庁」として力を発揮できるよう、金融庁自身の改革を進める。コロナ対応を契機とした働き方改革を更に進化・定着させる。職員が自由闊達に議論し、イニシアティブを発揮できる庁風を築く。実態把握力や政策的な構想力の水準を高める。

- 行政手続きの電子化等を進めるとともに、金融行政の実効性・適時性を確保するため、データ分析力を向上させ、データ活用を推進する。

1. コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く

【コロナと戦い、経済の力強い回復を支える①】

- 金融機関において、継続的に事業者の業況等についてきめ細かく実態を把握し、資金繰り支援を適切に実施。
- コロナ禍の状況等も見極めながら、資金繰り支援から、資本性資金等も活用した事業者の経営改善・事業再生支援等に軸足を移し、コロナ後の新たな日常を踏まえた経済の力強い回復と生産性の更なる向上に取り組む。

コロナと戦う

経済の力強い回復を支える

■ 金融機関による事業者の資金繰り支援

- ・ 資金繰り支援に係る要請、取組状況の確認、好事例の公表。
(銀行による中小企業者に対する条件変更実行率：99.1%（令和2年10月末）)
- ・ 「実質無利子・無担保融資」の円滑な実施の促進や、官民金融機関の連携強化。
(累計融資決定金額：約16.8兆円、融資決定件数：約103万件（ともに令和2年12月15日時点）)
- ・ 条件変更を実施した場合の債権区分などで金融機関の判断を尊重する旨を明確化。
- ・ 「自然災害債務整理ガイドライン」の対象拡大

■ 金融機関による経営改善・事業再生支援等

- ・ 経営のあり方について、事業再構築・再生等を含めて、最適な選択肢について事業者との対話を行い、それに基づき、REVIC等によるファンドや資本性ローン等も活用しつつ、実効的な支援策を講じていくよう、対応状況を確認。
- ・ 地域の支援態勢の実効性を確保していくため、地域の関係者の連携強化に向けた声掛け。
- ・ 融資手続の電子化促進、金融機関の職員間における地域・組織を超えた事業者支援ノウハウの共有等への支援。

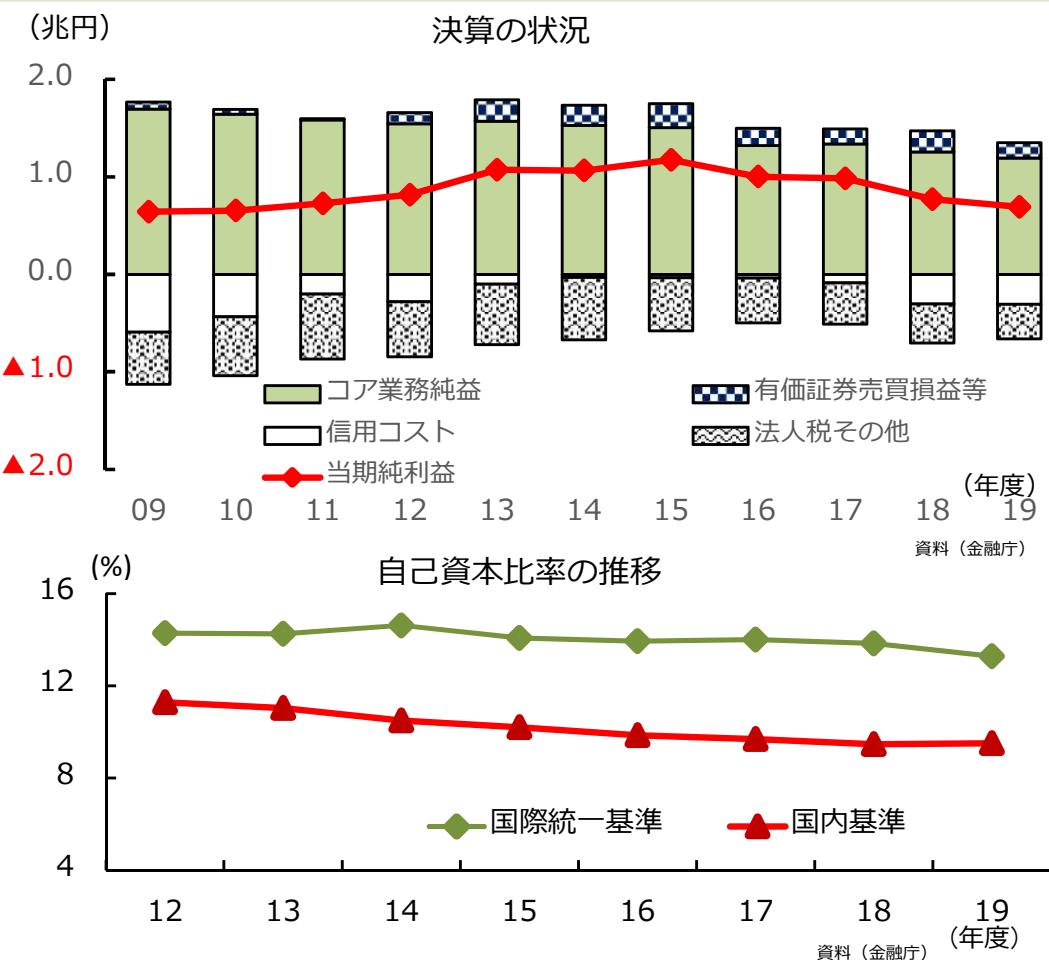
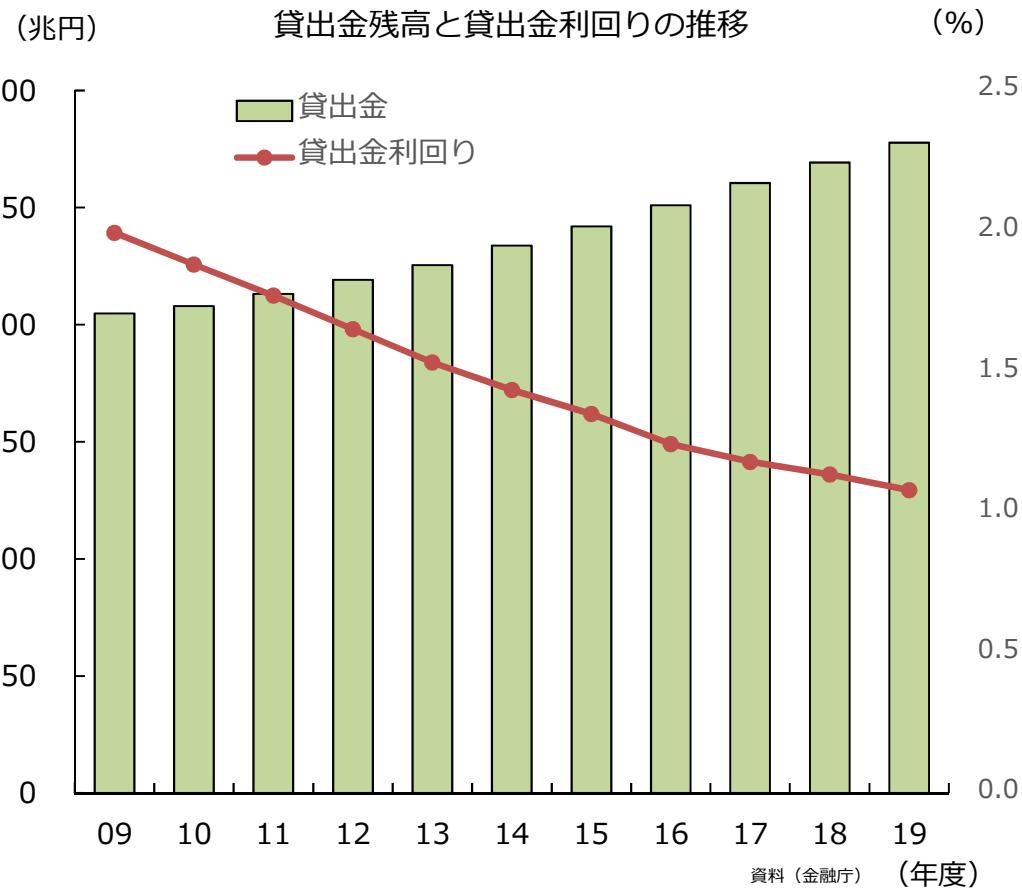
■ 制度面での対応

- ・ 顧客・地域の再生に必要な業務を可能にするための銀行の業務範囲等の見直し（金融審議会において検討）。
- ・ 包括担保法制等を含む融資・再生実務について、実務家や有識者との研究会において検討。

1. コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く

【コロナと戦い、経済の力強い回復を支える②】～金融機関との持続可能なビジネスモデルに関する対話～

- 地域銀行の貸出残高は過去10年継続して増加している。
- 決算の状況は、貸出金利回りの低下から、基礎的な収益力を示すコア業務純益が趨勢的に減少する中、当期純利益は、2015年度までは増益となっていたが、その後は信用コストが増加に転じたことなどから4期連続の減益となつた。
- 損失吸収力となる自己資本比率は、最低所要自己資本比率（国際統一基準8%、国内基準4%）を十分に上回って推移している。



1. コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く

【コロナと戦い、経済の力強い回復を支える③】～金融機関との持続可能なビジネスモデルに関する対話～

【地域金融機関】

- 人材、信頼、地域におけるネットワークなどの**重要なリソース**を、**地域社会の課題解決に生かし、地域と共有される付加価値を創造**していくことが重要。
- また、地域経済活性化のため、**持続可能なビジネスモデルを構築し、将来にわたる健全性を維持**していくことが必要。
- こうした観点から、**経営状況やガバナンス**について、**深度あるモニタリング**を行っていく。

- ・ 持続可能な収益性や将来にわたる健全性に課題がある地域金融機関と、**早期警戒制度等に基づく深度ある対話**を行う。
 - ✓ **改正金融機能強化法**や**独禁法特例法**をはじめとする各種施策の活用等、経営基盤強化に向けた方策の検討を促す。
- ・ 金融機関**各階層の職員や社外取締役との対話**や、**リモート技術も活用した検査**等を適切に組み合わせたモニタリングを実施。
 - ✓ 経営トップとの間では、「**コア・イシュー**」も活用。対話に当たっては、「**心理的安全性**」の確保に留意。
- ・ **有価証券運用態勢**等について課題が見られる先については、早め早めに**リスク管理態勢の向上等に向けた対話**を行う。
- ・ 検査マニュアル廃止後の**融資や引当等に関する取組み**について、**工夫事例の把握**に努める。
- ・ 地域金融機関による、**持続可能なビジネスモデルの構築や事業者への支援等**を促す。
 - ✓ **システムコストの見直しに係る対話**、**人材マッチング**の推進等を進めていく。
 - ✓ **大手銀行等の専門経験を有する人材**をリストアップしてREVICでリストを管理し、**地域の中小企業とのマッチング**を促進する。
- ・ **協同組織金融機関**は、相互扶助の理念の下、会員・組合員を通じて地域により深く根差している。コロナ禍での事業者支援をはじめとする金融仲介機能の発揮と健全性の維持の両立に向けた対話に当たっては、こうした**特性を踏まえた議論**を行う。特に、**中小・零細企業に対する支援に配意**するよう促す。

地域銀行の独占禁止法の特例

- 地域銀行の経営統合については、統合により生じる余力に応じて、地方におけるサービス維持への取組みを行うことを前提に、シェアが高くなても特例的に経営統合が認められるよう、**10年間の時限措置として独占禁止法の適用除外を認める特例法を制定。**

独占禁止法 特例法(2020年11月27日施行)

- 乗合バス事業者及び地域銀行(「特定地域基盤企業」と総称)の経営力の強化、生産性の向上等を通じて、**将来にわたるサービス提供の維持を図ることにより、地域経済の活性化及び地域住民の生活の向上を図り、もって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。**
- **合併等**(合併、持株会者の設立、株式取得等)**の認可を受けようとする特定地域基盤企業または親会社は、基盤的サービス維持計画を主務大臣に提出。**
- **主務大臣は、基盤的サービスに係る競争状況の変化により、利用者に対して不当な基盤的サービスの価格の上昇その他の不当な不利益を生ずる恐れがあると認めるときは、不当な不利益の防止のための方策を求める**ことができる。
- **主務大臣は合併等を認可(公正取引委員会に協議)。**
 - ① 合併等に係る特定地域基盤企業が基盤的サービスを提供する地域の全部または相当部分において、特定地域基盤企業の全部または一部が提供する基盤的サービスに係る収支の悪化(需要の持続的な減少によるものに限る。)により、特定地域基盤企業の全部または一部が基盤的サービスを将来にわたって持続的に提供することが困難となるおそれがあること。
 - ② 合併等により、基盤的サービスに係る**事業の改善が見込まれるとともに、その改善に応じ、基盤的サービスの提供の維持が図られること。**
 - ③ 合併等により、**利用者に対して不当な基盤的サービスの価格の上昇その他の不当な不利益を生ずる恐れがあると認められないこと。**
- **10年の時限措置とする。**

金融機関の業務範囲にかかる規制緩和

- 金融機関の中には、地道に継続して地域企業の生産性向上や地域活性化に努めている金融機関も多数存在しており、こうした自主的な取組みをサポートするため、これまで、**業務範囲等に関する規制緩和**を実施。

金融機関が所有する不動産の有効活用：監督指針改正（平成29年9月）

- 自治体等の**公共的な役割を有する主体からの要請に基づき保有不動産の賃貸を行う場合は、その規模等について柔軟に解釈できる旨を明確化。**

銀行本体及び銀行子会社等が行う「人材紹介業務」：監督指針改正（平成30年3月）

- 銀行本体及び銀行子会社等において、**取引先企業に対する人材紹介業務を行うことが可能であることを明確化。**
(職業安定法に基づく有料職業紹介事業の許可を取得した地域銀行(本体)は50行(令和3年1月1日時点)。)

「地域商社」への銀行の出資について：監督指針改正（令和元年10月）

- 地域銀行が**認可を条件に5%超100%まで地域商社に出資できる旨を明確化。**

銀行等による議決権保有制限の見直し：銀行法施行規則等改正（令和元年10月）

- 地域活性化事業や事業承継等を行う企業への出資について、銀行等の**議決権保有制限(5%ルール)**の緩和を実施。

(参考)「地域商社」への銀行の出資について(令和元年10月15日改正)

- 監督指針を改正し、**地域銀行が認可を条件に「地域商社」に出資できるよう明確化**(5%超100%まで)

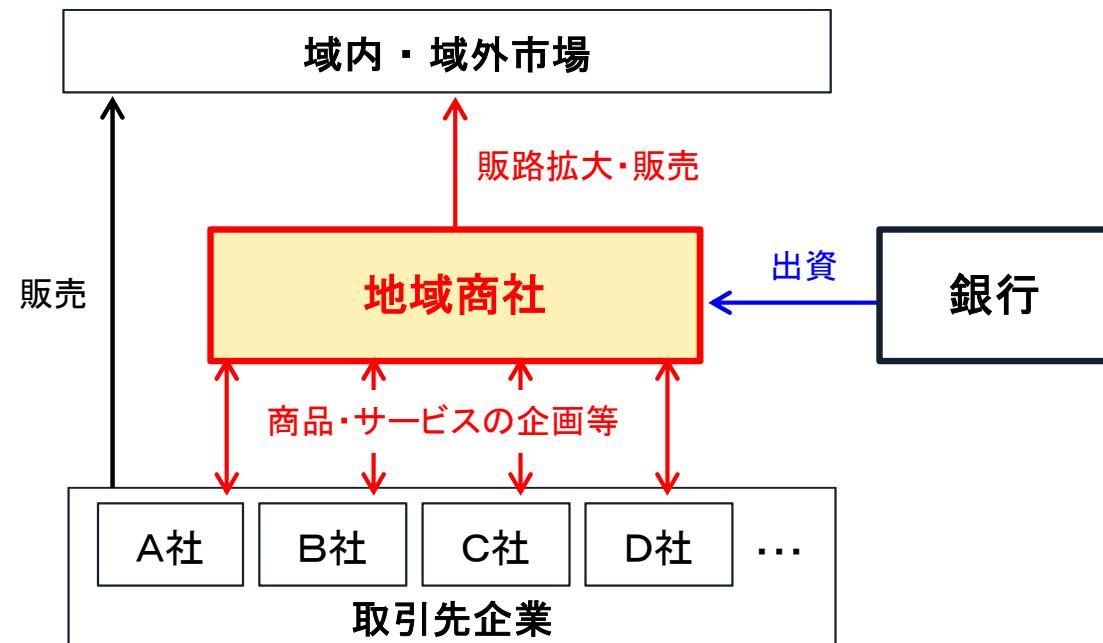
(※) 地域商社が、銀行業高度化等会社に該当する場合

銀行業高度化等会社：銀行業の高度化・利用者利便の向上に資する業務等を営む会社(平成28年銀行法改正で導入)

- また、内閣府令を改正し、**投資専門子会社を通じた地域活性化を目的とした事業を行う会社(地域商社等)**への議決権保有制限を緩和(5%超40%未満まで)

地域商社

- 地方創生や地域経済の活性化等のため、**地域の優れた产品・サービスの販路を新たに開拓**することで、従来以上の収益を引き出し、そこで得られた知見や収益を生産者に還元していく事業を営む会社



出資方法

銀行業高度化等会社

- ✓ 認可(※)が必要
- ✓ 銀行が100%まで直接出資可能
- ✓ 監督指針改正

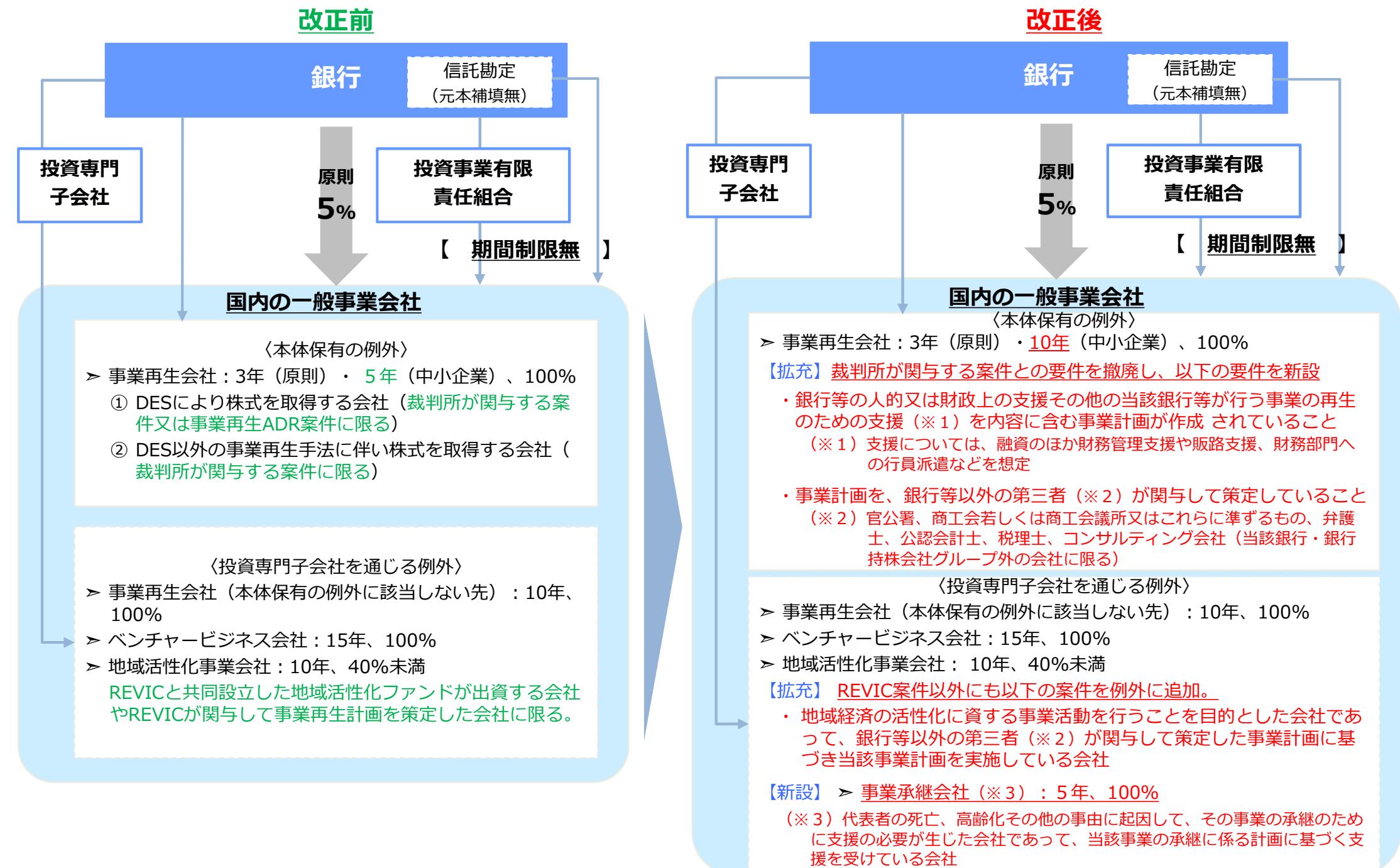
※在庫保有等の物流機能については、物流機能を担う程度、それに伴う他業リスクや利益相反等の弊害、これに対する管理態勢を審査。

銀行 / 銀行持株会社

投資専門子会社 地域活性化事業会社

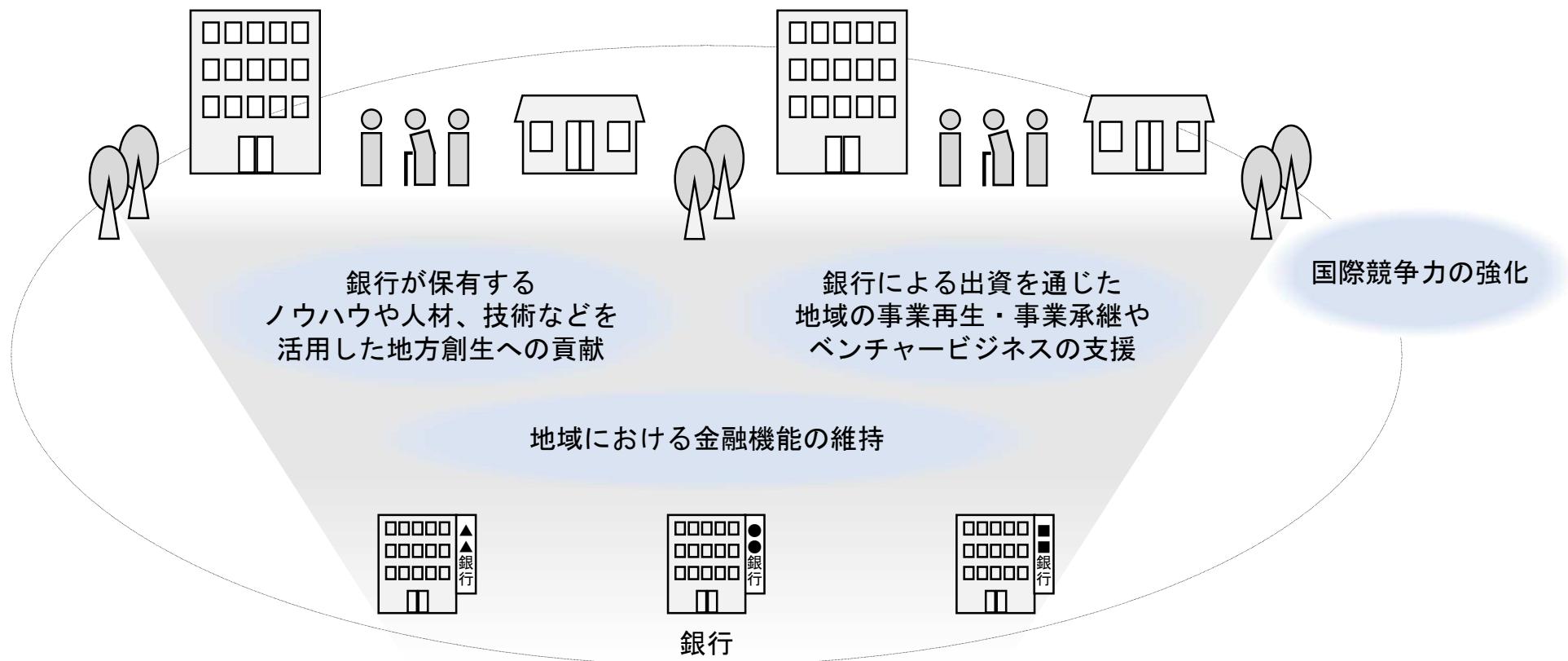
- ✓ 認可不要
- ✓ 投資専門子会社を通じて40%未満まで出資可能(10年)
- ✓ 内閣府令改正

(参考)銀行等による議決権保有制限の見直し(令和元年10月15日改正)



銀行制度等ワーキング・グループにおける検討課題

- 人口減少・少子高齢化といった構造的課題に対応し、地域社会・経済を活性化していくことが喫緊の課題。特に今後は、ポストコロナも見据え、地方創生の取組みを加速していく必要があり、こうした取組みにおいて銀行は、重要な役割を果たすことが求められている。
- このため、地方創生に資する銀行の取組みを後押しする観点などから、制度のあり方を検討する。



【参考】「成長戦略フォローアップ」（2020年7月17日閣議決定）記載の検討項目

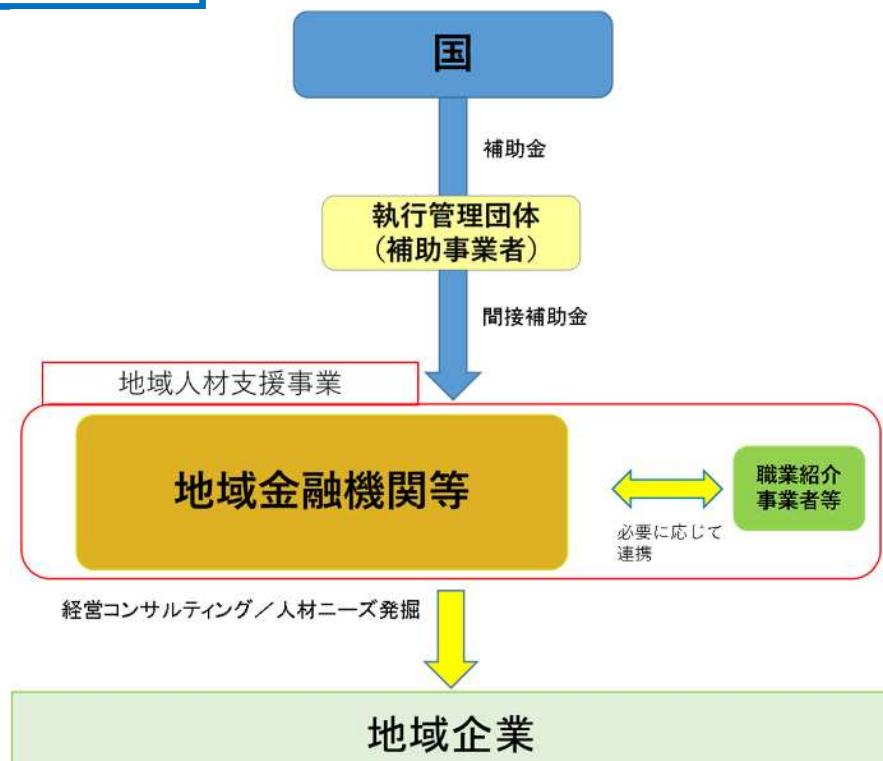
- ・ 銀行の他業禁止規制の緩和についての検討
- ・ 銀行が保有する人材や技術などのリソースの活用に向けた検討
- ・ 一般事業会社による銀行保有のあり方の検討
- ・ 銀行の一般事業会社への出資規制の緩和についての検討
- ・ 國際競争力の強化に向けた検討

先導的人材マッチング事業

目的

- 地域企業の経営幹部や、経営課題解決に必要な専門人材を確保し、地域企業の成長・生産性向上の実現を目指す。
- 地域金融機関等が、地域企業の経営課題や人材ニーズを調査・分析し、地域金融機関等が職業紹介事業者等と連携して行う人材マッチング事業(地域人材支援事業)を支援する。

事業概要



- 予算規模は10億円。(令和元年度補正予算)
- マッチングの成約時に、成果に連動してインセンティブ(補助金)を与える。
- 日常的に地域企業と関わり、その経営課題を明らかにする主体として、地域金融機関などを想定。

<経済対策のポイント>

- 大企業から地域の中堅・中小企業への人の流れを創出し、地域企業の経営人材確保を支援するため、地域経済活性化支援機構（REVIC）に人材リストを整備し、地域金融機関等による人材マッチングを推進する。

事業概要

1. 地域企業の経営人材獲得支援

人材リストを活用して経営人材を獲得した地域企業に対し、REVICから一定額を補助

2. 大企業人材の地域での活躍を後押し

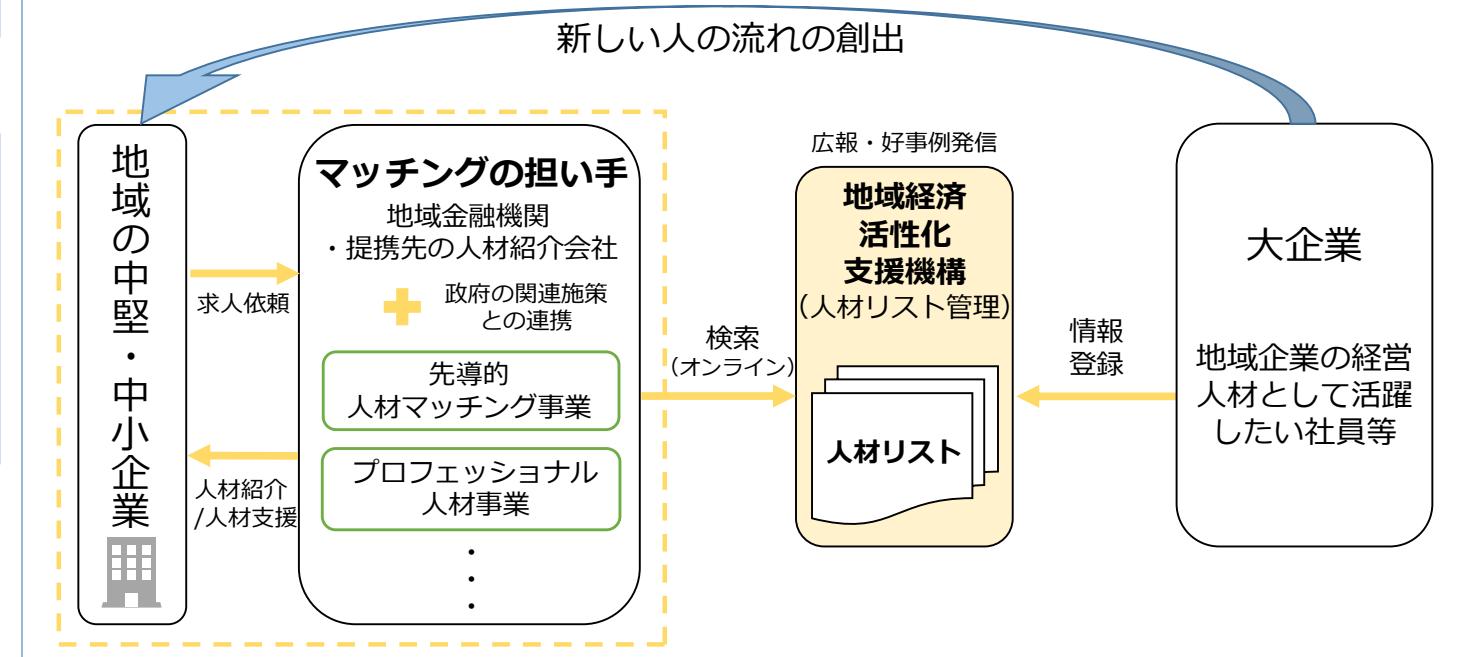
大企業人材に、地域の実情や中小企業の経営の実態を事前に理解してもらうための機会（研修・ワークショップ）の提供や先行例・優良事例の広報を実施

※その他、REVICの人材リストを無料で閲覧できるようにする等、必要な経費を計上

人材マッチングのスキーム

大企業の人材リストを地域経済活性化支援機構（REVIC）に整備し、地域企業の人材ニーズを把握する地域金融機関等による人材マッチングを進める。

金融庁 スキームの構築・運用に当たって必要な調整・働きかけを実施



「経営者保証に関するガイドライン」の概要

I. 保証契約時の対応

- 保証を提供せずに資金調達を希望する場合は以下の経営状況が必要
 - ①法人と経営者の関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③適時適切な情報開示等
 - ⇒ 債権者は、保証を求める可能性や代替的な融資手法^(注1)を活用する可能性を検討
やむを得ず保証契約を締結する場合、保証契約の必要性等を丁寧かつ具体的に説明するとともに、適切な保証金額の設定に努める
- 既存の保証契約の見直しの申入時にも、上記に即して適切に対応
 - ⇒ 特に事業承継時には、債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、保証契約の必要性等を改めて検討するとともに、前経営者の保証契約の解除についても適切に判断

II. 保証債務の整理手続

- 一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者の帰責性や経営資質等を総合的に勘案し、経営者が引き続き経営に携わることに経済合理性が認められる場合には、これを許容
- 残存資産の範囲の決定に際しては、破産手続における自由財産に加え、回収見込額の増加額^(注2)を上限として、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討
- ⇒ ガイドラインに基づき債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告・登録しない

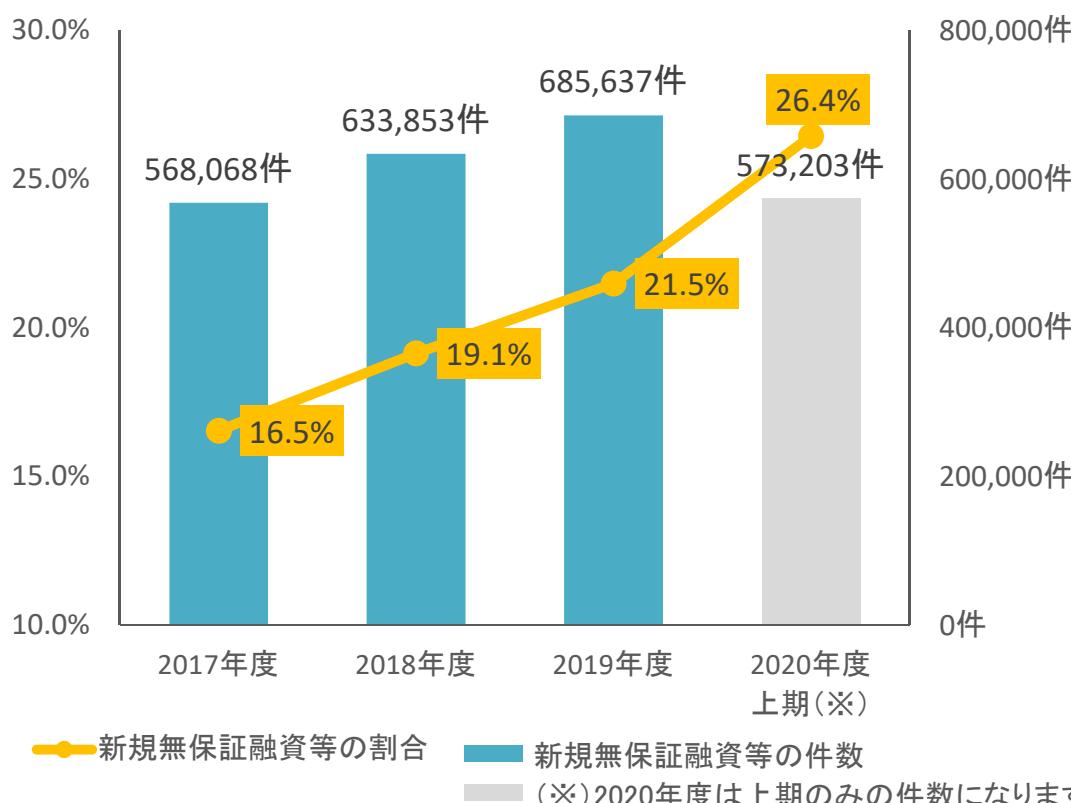
(注1) 停止条件又は解除条件付保証契約、ABL等

(注2) 破産手続に至らなかったことや、早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたことに伴う回収見込額の増加額

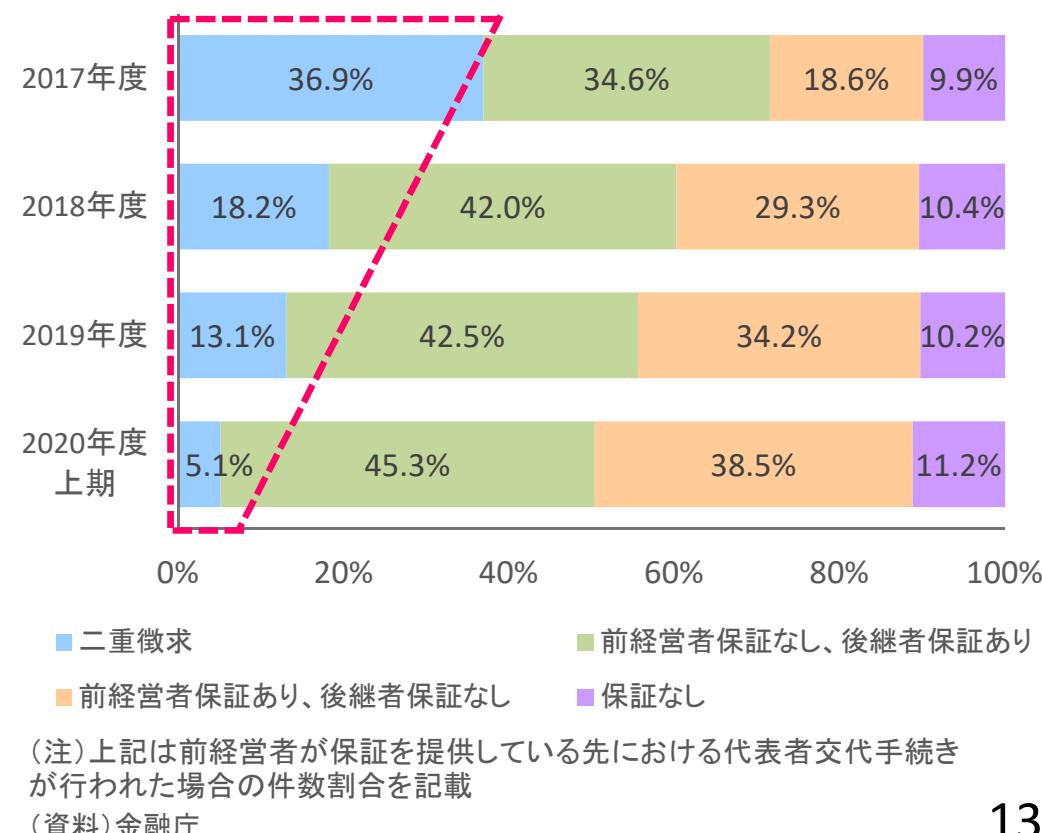
経営者保証に関するガイドライン－活用実績－

- 民間金融機関※に対し、「経営者保証に関するガイドライン活用実績調査」を半期に一度実施
※ 主要行等、その他銀行、地域銀行、信用金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合(全国信用組合連合会を含む)
- 2020年度上期の「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績を見ると、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は、**民間金融機関全体で26.4%**と、2019年度から**4.9%上昇**。一部の地域金融機関においては、同割合が50%を超えた金融機関も見られる。
- 事業承継時(代表者の交代時)の対応状況では、特に前経営者・後継者から二重に個人保証を徴求している割合(二重徴求割合)が**5.1%**と、2019年度から**8.0%低下**。

新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合の推移



事業承継時の保証徴求割合の推移



事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則(令和元年12月公表、令和2年4月適用)

特則策定の背景・目的

- ・後継者候補が経営者保証を理由に承継を拒み、地域経済の持続的発展に支障を来す可能性
- ・経営者保証が事業承継の阻害要因とならないよう円滑な事業承継を促すべく、「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』※の特則」を策定

※〔経営者保証ガイドライン〕一定の要件 | ①法人と経営者との関係の明確な区分・分離, ②財務基盤の強化, ③財務状況の正確な把握, 適時適切な情報開示等による経営の透明性確保を満たす場合に、経営者保証を原則取らないこととする等、金融機関が過度に保証に依存せず融資等を行うよう定めた指針（全銀協・日本商工会議所が平成25年12月に共同策定）

特則の概要

- ・前経営者、後継者双方からの二重徴求の原則禁止
 - ・事業承継時の前経営者・後継者双方からの二重徴求を原則禁止。例外的に真に必要な場合※を限定例挙し、拡大解釈による安易な二重徴求が行われないようにする

※ 条件変更先や元金等の返済が事実上延滞している先であって、前経営者から後継者に多額の資産移転等が行われているなどの理由により、二重に保証を徴求しなければ当初の経営者保証の効果が大きく損なわれる場合等
- ・後継者からの保証
 - ・後継者に対し保証を求めることで事業承継が頓挫する可能性等も考慮し、ガイドラインの要件を満たしていない場合でも、事業承継計画の内容等※をもとに、後継者から保証を求めないとできないか柔軟に検討。やむを得ず保証を求める場合でも、後継者の負担が最小限にならないか検討

※ 金融機関に対する報告義務等が履行されなかった場合に保証債務の効力が発生する、保証契約の代替的な融資手法の活用 等

「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)」(経営者保証なし融資の実績等)

- ・令和元年度下期分以降、銀行が半年毎に自主公表
- ・金融庁ウェブサイトで各行実績を集約の上、公表

金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート

地域金融機関の「持続可能なビジネスモデルの構築」に向けた当局における直近1年間の取組みを、「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」として、整理・公表

情報・知見の蓄積

- 平成27年度より実施する「企業アンケート」を昨年度も約3万社に依頼（約9千社から回答）

【メインバンク】

- ✓ 「自社の経営課題につき地域金融機関が納得感のある分析や対応を行っている」と評価する企業が約半数

- ✓ 損益等改善に役立った商品・サービスにつき、「融資」(5割強)に劣らず、「融資以外の経営改善支援サービス」が5割弱と評価

【非メインバンク】

- ✓ 経営改善支援サービスの提供や金融機関とのリレーション構築などの融資以外の機能への期待も窺える

- 地域銀行による地域経済の実態把握の状況を確認するため、系列シンクタンクの実態を調査

地域金融機関との対話

- 金融庁・財務局において、心理的安全性に配慮しつつ、金融機関の経営トップから役員・本部職員・支店長・営業職員など様々な階層や社外取締役との間で、多数の対話を実践

- また、地域金融機関のビジネスモデルは様々であることを踏まえ、協同組織金融機関の特性を踏まえた対話や、財務局間の情報共有を通じて持株会社グループの実態を踏まえた対話を実践

地域活性化・課題解決に向けて

- 多様な関係者が「持続可能なビジネスモデルの構築」に関して議論する場（Regional Banking Summit (Re:ing/SUM)）をライブ配信により開催（視聴者数は約9,700名）

- 「地域課題解決支援室・チーム」は、有志の交流会を通じて構築した官民金のネットワークから寄せられた課題の解決方法を皆で議論、解決に向けた取組みを支援

- ✓ 東北3県（岩手・宮城・福島）の事例（新現役交流会2.0）：首都圏の専門人材（「新現役」）と地方の中小企業をマッチング
⇒ マッチング率は7割を超す結果
(参加企業43社中32社がマッチング)

対話の質の向上に向けた情報・知見の蓄積

1. 企業アンケート調査の結果 (調査期間：2020年3月9日～19日)

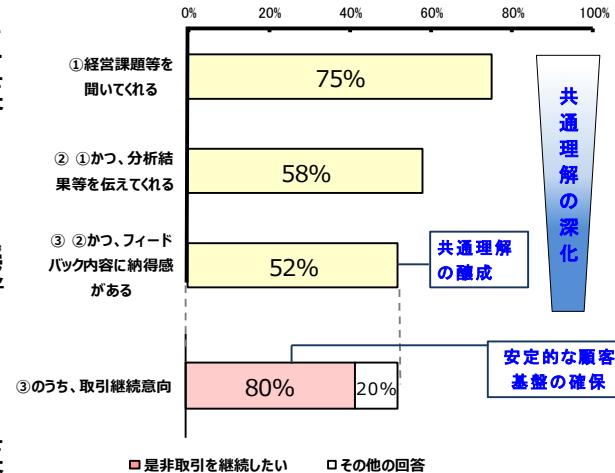
【メインバンク】

- 「自社の経営課題につき地域金融機関が納得感のある分析や対応を行っている」と考える企業（約半数）のうち8割の企業が、金融機関との取引継続を強く希望
- 損益等改善に役立った金融機関の商品・サービスについて聞くと、「経営改善支援サービス」が「融資」に劣らず評価されている

【非メインバンク】

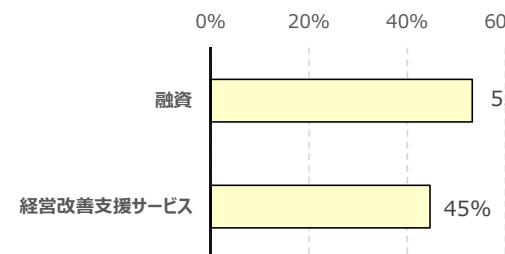
- メインバンクとの取引継続意向がある企業は、非メインバンクに対し「複数行からの借入」や「融資の金利条件」など、主に融資に係る補完機能としての役割を求めている
- メインバンクとの取引継続意向が必ずしもあるとは言えない企業は、経営改善支援サービスの提供や自社への理解といった融資以外の機能への期待も高いことが窺える

企業と課題について共通理解の醸成に至ることでより安定的な顧客基盤の確保に繋がる可能性

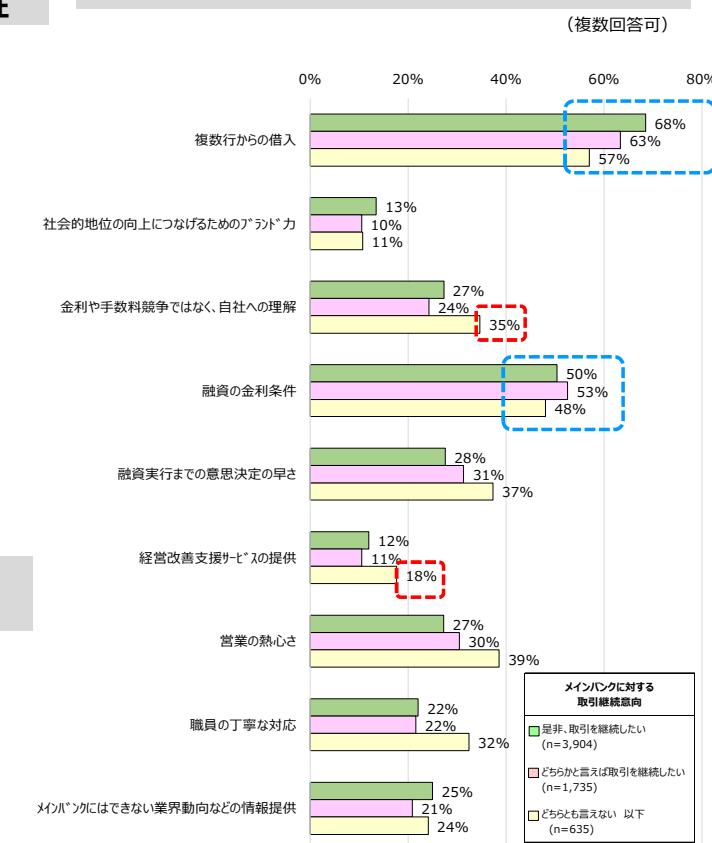


※) ③以外の先のうち、「是非、取引を継続したい」と回答した者は約4割

企業から金融機関のどの商品・サービスが損益等改善に役立つと評価されたか



非メインバンクに求める役割や取引意義



2. 地域銀行系列シンクタンクの実態調査

- 地域銀行による地域経済の実態把握の状況を確認するため、系列シンクタンクの実態を調査
- 国内には約50社の系列シンクタンクが存在

- 地域経済の分析のみならず、新型コロナウイルス感染症の影響度の分析、終息後の地域の成長戦略を提示など、地域経済エコシステムのプレイヤーとしての役割を期待

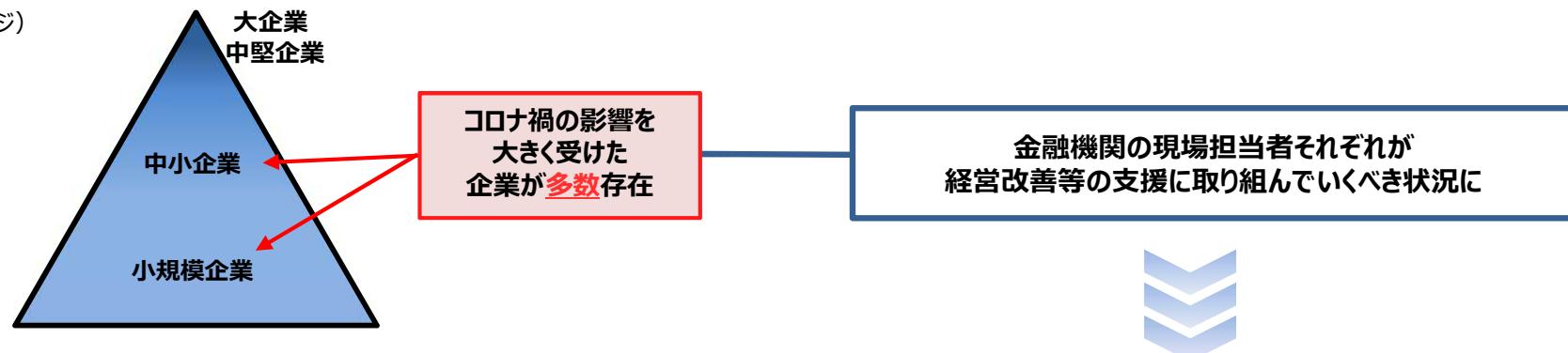
地域金融人材の能力向上に向けたプラットフォーム～事業者支援に関するノウハウ共有～

令和2事務年度 金融行政方針 抜粋

コロナ禍の状況等も見極めながら、資金繰り支援から、資本性資金等も活用した事業者の経営改善・事業再生支援等に軸足を移し、コロナ後の新たな日常を踏まえた経済の力強い回復と生産性の更なる向上に取り組むことが必要だ。…（中略）…また、地域の関係者（金融機関、支援協議会、保証協会、税理士等）が連携して円滑に事業者支援を進めていくよう、地域の支援態勢の実効性を確保していく。…（中略）…
さらに、こうした支援の環境整備・側面支援として、…（中略）…金融機関の現場職員の間で、地域・組織を超えて事業者支援のノウハウを共有する等の取組みを支援していく。

【コロナ禍の影響を受けた企業の再生に向けて】

（事業者数イメージ）



本施策 (トライアル)

- ① **Web上に金融機関専用の事業者支援ノウハウ共有用プラットフォームを創設**
内閣官房 まち・ひと・しごと創生本部事務局『地方創生カレッジ』の枠組みを活用
- （トライアル） Webサイトの実効性・利便性を確保した形で運用に入れよう、本格稼働の前に、金融機関等からの最大50名程度の参加者を念頭に令和3年1～3月にWebサイトのトライアルを実施予定。令和2年12月上旬にWeb上で公募、参加金融機関等を確定。

- ② **各地域内ですでに始まりつつある事業者支援等のノウハウ共有の取組み拡大への後押し**
各地域への事業者支援の有識者・実務者の紹介・協業、ノウハウの集約など

（例）栃木県内の金融機関・保証協会が、11月13日（金）に「企業支援者育成シンポジウム」を開催。財務事務所、金融庁も参加して、講演等の他、10名前後の少人数グループに分かれて事業者支援に関する事例研究を実施。

地域課題解決支援に向けた取組み

■ 地域課題解決支援チーム

金融庁の「政策オープンラボ」の一環として、有志職員が立ち上げたもの。「ちいきん会」（官・金が交流する有志の集まり）等のネットワークから寄せられた地域課題に対して、メンバーが現場に飛び込み、地方と中央、官と民の結節点になり、課題解決に向けた施策を共に考え、実現を支援していく取組み。

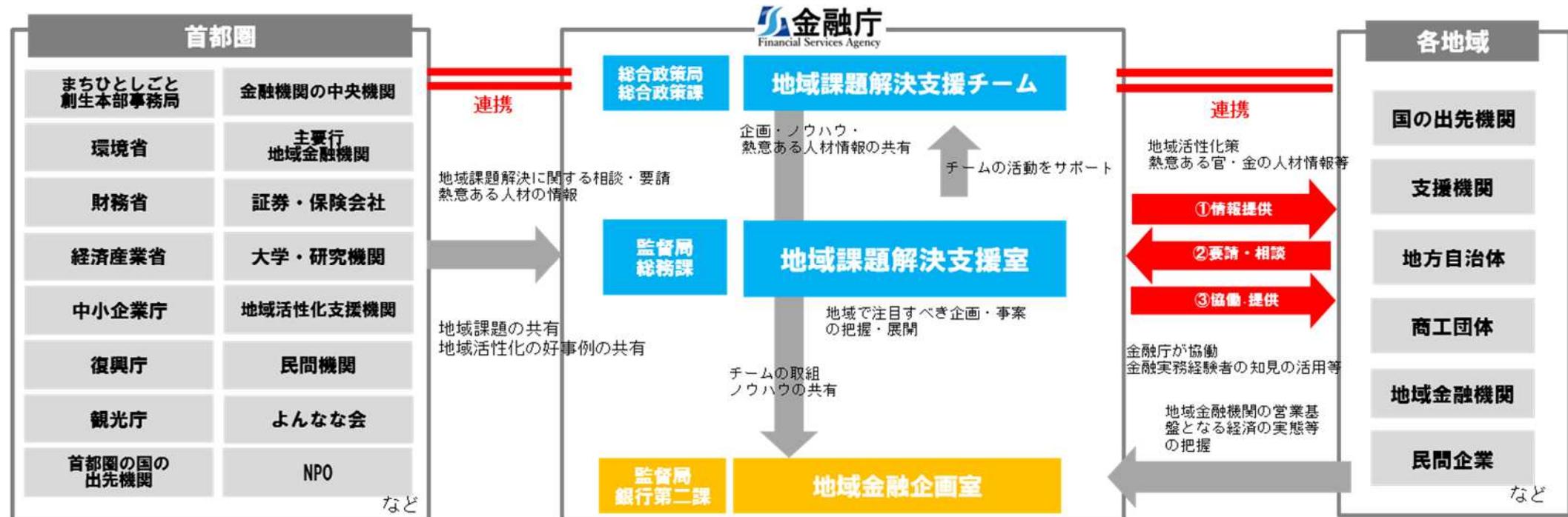
（例）【東北3県】新現役交流会2.0（首都圏人材を活用した経営課題解決支援策）、【熊本県】潜在的起業希望者支援に関する環境整備

■ 地域課題解決支援室

地域課題解決支援チームについて、財務局やその他の関係者との調整といったサポートや活動で得られた情報・ノウハウの蓄積と提供を担う。

■ 地域金融企画室

地域金融機関のモニタリング担当（財務局・地モニ室）の支援を担っており、その一環として、地域金融機関の営業基盤となる経済の実態把握も行う。（地域経済インテリジェンス）



地域金融を通じた経済の活性化及び課題解決に向けたサミットの開催

名称

Regional Banking Summit (Re:ing / SUM) リン サム ※

概要

- 地域金融機関を取り巻く経営環境は、長期的な低金利環境の継続や人口減少等による構造的な問題、デジタライゼーションの台頭による新たな競争の進展などを背景に、予測困難な状況にある。
- こうしたなか、令和新時代の地域金融（Regional Banking）について、
 - ① 【Release】自らの“想い”と“壁”を解き放ち、関係者との相互・共通理解を醸成
 - ② 【Remarkable】優良事例の発信・共有等
 - ③ 【Redesign】地域金融機関における変革と持続可能なビジネスモデルの構築をコンセプトに、幅広い関係者と共に地域金融のチカラで創り出したい未来を考える。
- 地域経済の活性化のために期待される地域金融の役割について、
金融（カネ）の仲介のみならず、経営資源（ヒト・モノ）や情報の仲介といった
視野の拡大を行い、地域金融機関の新たな可能性を模索できるようなコンテンツを盛り込んでいく。
- 本サミットが、**地域経済・金融の共通価値の創造**に繋がる起点となり、令和新時代の新たな取組みが生まれ、拡大していくことを期待。

※「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日 閣議決定）において、企業の生産性向上支援の金融仲介機能強化策として策定。

第1弾 東京：6月16日（火）開催 ライブ中継（一部録画配信）

第2弾 名古屋：11月23日（月・祝）開催 ライブ中継しつつ観客も動員

第3弾 広島：12月20日（日）開催 ライブ中継（一部録画配信）

地域ダイアログによる課題解決に向けた具体的事例①

(1) 石川ダイアログ⇒新型コロナ関連融資の認定プロセス電子化

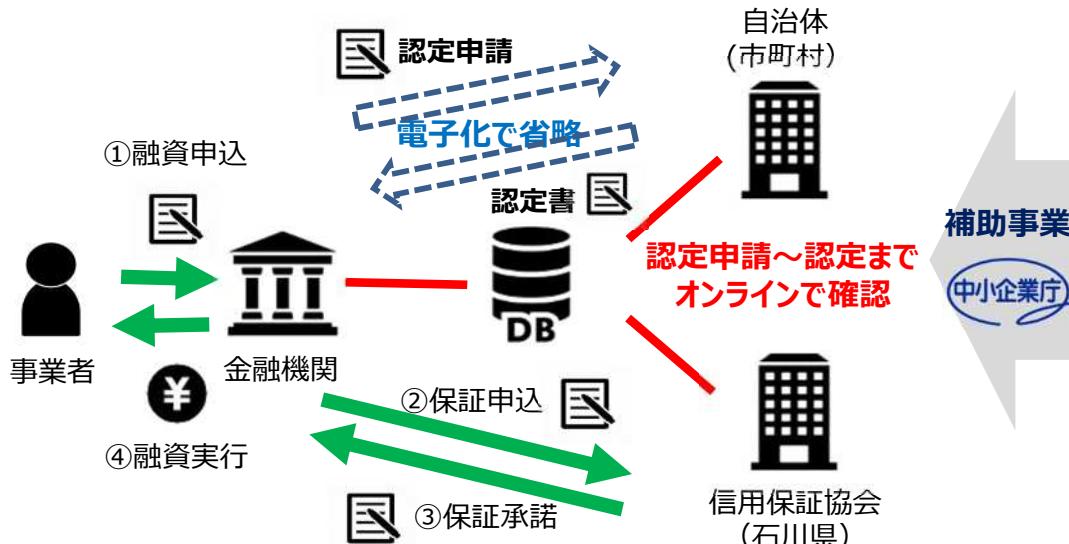
- 新型コロナ関連融資に関する自治体認定プロセスの電子化を議論。
- 従来手続きでは、原則書面申請であり、書類提出、認定書交付時のたびに自治体窓口を訪問する必要があり、多大な移動時間および自治体窓口の混雑が発生し、ちいきん会ネットワークを通じて、各地域の自治体や金融機関から売上減少認定プロセスの電子化が課題との声が寄せられた。
- 本電子化が中小企業庁の補助対象と判明したことから、取組に積極的な石川県内の金融機関、自治体、信用保証協会の有志と同庁をつなぎ、自治体認定プロセスの電子化に向けたダイアログの場を設定。

<運用開始まで>

自治体、金融機関、信用保証協会、省庁と関係者が多岐にわたるが、ダイアログ参加者の熱意と方向性の一一致により、約3ヶ月という期間で運用開始を実現。



<電子化のスキーム>



(2) 熊本ダイアログ⇒起業創業促進に向けた官民の取組み

- 平成31年3月、「ちいきん会」を契機に、官民金の有志による「ちいきん会熊本ダイアログ」が発足。平日夜に「起業・創業にやさしいまち熊本」をテーマに議論。
- ダイアログからの提案により、「起業経験者の紹介」、「ワンストップ相談」等の支援メニューを提供する官金連携の仕組みが実現。
- 潜在的な起業希望者発掘のため、気軽に立ち寄れる創業促進イベントを書店で開催。



[創業促進イベントの様子]



[ダイアログの様子]

【提案内容】

サービス名	「起業・創業ワンストップサービス」
採択先	熊本県中小企業経営支援連携会議 (事務局：熊本県信用保証協会)
利用開始	令和2年4月1日～
対象	事業計画作成前のアイデア段階の方 (「潜在的な」起業希望者)
内容	起業経験者を相談者のメンターとするほか、 関係支援機関が様々な支援メニューをワン ストップで提供



地域ダイアログによる課題解決に向けた具体的事例②

(3) 東北ダイアログ⇒金融機関と連携した首都圏人材活用事例

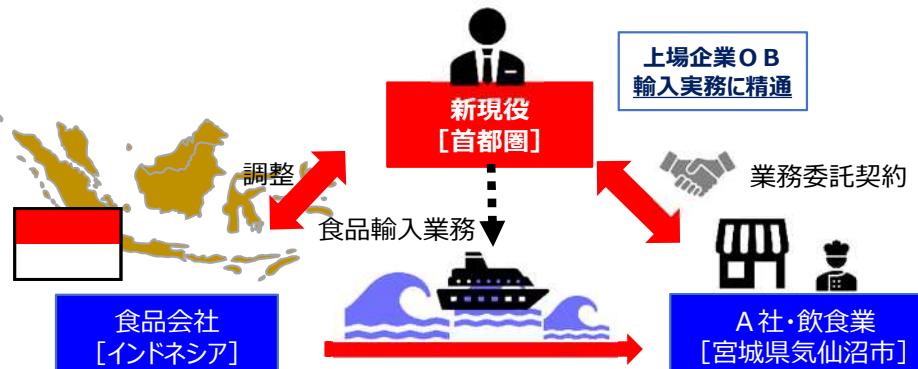
- 令和元年11月28日、地域課題解決支援チームは、5省庁と東北地方の25金融機関とともに「新現役交流会2.0」を企画し共同開催。
※東北3県の中小企業43社（内WEB20社）、企業OB約100名参加
 - 従来は直接面談でのみ行っていたが、本件ではWEBを活用し、東京（信金中央金庫）、盛岡（盛岡財務事務所）、仙台（東北財務局）、福島（福島復興局）の遠隔地をつないで面談。
- ※「新現役交流会」とは、中小企業者と首都圏を中心とした大手企業OBなどの専門人材（新現役という）とを、課題解決のためにマッチングする交流会。



- 企業にとって、ニーズに応じた経験豊富な人材を選べるため満足度も高く、
参加した43社中36社（うちWEB 15社）が新現役の支援を希望。
地方における専門人材ニーズへの新たな対応手法を確立。

気仙沼市とインドネシアを結んだマッチング事例

企業課題 (飲食業)	気仙沼市は多くのインドネシア人（漁船員）が定住しており、イスラム料理に使用する食材や調味料の調達が課題。 ⇒新現役に相談
新現役の対応	食材調達リスト整理 国内調達と輸入のコスト比較⇒輸入を選択
結果	食品輸入に向けた実務助言者として業務委託契約



(4) その他各地のダイアログの開催状況

【ダイアログの一例】

■ 気仙沼ダイアログ（オンライン）

- 市事業の地方創生交付金活用の検討
- 中小企業支援機関開設とその円滑運用



■ 福島ダイアログ（オンライン）

- 副業人材活用事業の円滑な実行
- 福島イノベーションコースト構想の実施



■ 裕野ダイアログ（オンライン）

- 広域での官民地域コミュニティ形成支援

■ 大分ダイアログ

- 国東半島の観光促進事業サポート

(5) 地域と霞が関をつなぐ取組、チームの情報発信等



■ 中央省庁との連携企画「霞が関ダイアログ」実施

- 金融機関と自治体職員が中央省庁職員と交流する場を設定。各省庁の施策について議論。
- 第1回（2020年1月、対面開催）、第2回（2020年8月、オンライン開催）を実施。



■ 情報発信

- 金融庁HPで支援チームの紹介・相談受付
- 内閣官房HPに「ちいきん会」情報を掲示
- 中央と地域、官と民をつなぐコミュニティ形成
ちいきん会Facebook（約1,500名）

■ 民間と連携した飲食店支援プロジェクトへの参画